

【平成31年度の申請団体を募集します】

問 企画課 市民協働推進係

小諸市 市民活動促進事業補助金

暮らしやすい小諸市を実現するため、ボランティアやNPOなど市民活動を行う団体の公益的な活動に対し、事業の一部を補助します。

【応募説明会】

- ▶日時 2/7(木) 18:30～
- ▶場所 市役所3階 第2会議室
- ▶内容 ①本年度に補助金を受けた団体による活動発表
②補助金の説明

【補助金の種類・補助額】

- ▶チャレンジコース 20万円(上限)
初めての申請団体が対象
- ▶ステップアップコース 15万円(上限)
過去にチャレンジコースで補助を受け、継続的かつ発展的に活動している団体が対象(前年度交付団体は除く)

【応募方法】

- ▶受付期間 2/8(金)～3/8(金)
 - ▶受付場所 市役所3階 企画課
- ※応募用紙は企画課窓口で配布します。ホームページからもダウンロードできます。
※詳細は応募説明会でご案内します。

【補助金交付の流れ】

申請(2月～3月)→審査会(3月)→補助交付決定(4月)→事業実施→実績報告→補助金支払→発表会(翌年2月)

こんなハガキが 届いたらご注意を!

架空請求ハガキが急増しています。

「裁判をイメージさせる」「差し押さえ」等の言葉で焦らせる。
本人から連絡させるように仕向ける。

裁判所等からの通知は、郵便受けに投函されたり、ハガキで送られることはありません。郵便職員が名宛人に手渡しするのが原則です。

受け取っても絶対に連絡しないで無視してください。
心配な場合は下記までご連絡ください。

▶相談窓口

- ・小諸市消費生活センター(市民課市民係内) ☎31-5100(消費者相談専用)
- ・長野県東信消費生活センター(上田合同庁舎内) ☎0268-27-8517
- ・消費者ホットライン ☎188



長野県消費生活センター
モシカっち

消費者
トラブル情報

総合消費料金未納分訴訟最終通知書

管理番号(カ)

この度、貴方の未納されました総合消費料金について、契約会社及び、運営会社から、訴状申し入れされたことを本状にて報告いたします。

下記に設けられた、裁判取り下げ最終期日までにご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判日程を決定する呼出状が発行され、記載期日に指定の裁判所へ出廷となります。
尚、裁判を欠席されると相手方の言い分通りの判決が出され、執行官立会いのもと、あなたの給料、財産の差し押さえ等の恐れがございますので、十分ご注意ください。

民事訴訟及び、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当センターにて承っておりますので、下記窓口へお問い合わせください。
尚、個人情報保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

取り下げ最終期日 平成30年10月4日

民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関
消費者相談窓口 03-
受付時間9:00～18:00(日・祝日を除く)